

印鑑登録のご案内

印鑑登録証明書は、印鑑登録者の契約等(土地、建物、自動車等)に係る重要な証明書であるため、受け付けの際は、本人に印鑑登録をする意思があるかなどの確認を行っています。

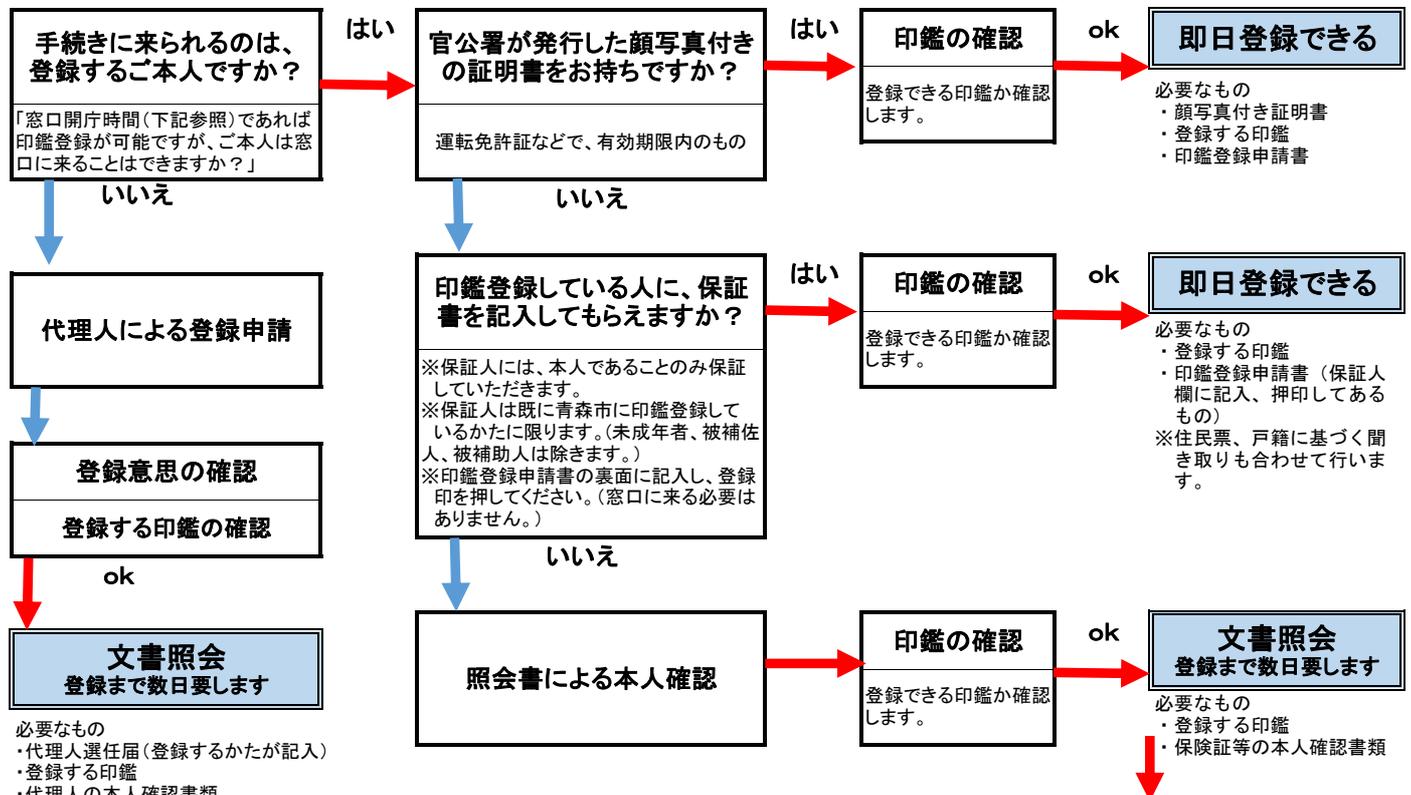
青森市に住民登録のあるかたは印鑑登録できます。ただし、次のいずれかに当てはまるかたは、条例により登録できません。

- ① 15歳未満のかた
- ② 意思能力のないかた、意思表示ができないかた ⇒ 例:ケガや病気で意識不明のかた、重度の認知症のかた等

次に当てはまる印鑑は登録できません。

- ・文字や枠が欠けたり、すり減ったりしたもの
 - ・住民票の氏名と異なるもの、氏名以外の文字等が入っているもの
 - ・既に他のかたが登録しているもの(同一世帯で同じ印鑑を登録することはできません。)
 - ・大きすぎるもの(25mm以上)、小さすぎるもの(8mm)、短すぎるもの
 - ・柔らかすぎるもの(ゴム印など) ・逆さ彫り印(押すと文字が白くなるもの)
 - ・氏の末尾と名の末尾を組み合わせたもの など
- ※大量生産された印鑑は、なりすましが容易になるため、お勧めしておりません。

印鑑登録までの流れは次のとおりです。



- 必要なもの
- ・代理人選任届(登録するかたが記入)
 - ・登録する印鑑
 - ・代理人の本人確認書類
 - ・印鑑登録申請書(代理人が記入)

※詳細は「代理人による印鑑登録申請」参照

申請窓口と開庁時間

- ・市民課 月～金曜日 8:30～18:00 注1 土・第2日曜日 9:00～17:00 注2
- ・浪岡事務所市民課 月～金曜日 8:30～18:00 注1 土曜日 9:00～17:00 注2
- ・各支所 月～金曜日 8:30～17:00 注1
- ・各情報コーナー 月～金曜日 8:30～17:00 注1

注1 祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く。
注2 年末年始を除く。

用紙配布場所

上記申請窓口のほか、青森市ホームページにも掲載しています。



文書照会の注意点

- ※「印鑑の登録に関する照会書」が申請当日に市から発送されます。
- ※照会書は転送できません。転送届を出されている場合は、解除してください。
- ※回答は登録者本人が記入、押印してください。記入漏れ、押印漏れがあると受理できませんので、確認のうえ提出してください。
- ※照会書は20日間の回答期限があり、期限を過ぎますと、登録申請は無効になります。

お問合せ

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号
青森市役所駅前庁舎 市民課住民情報チーム
電話017-734-5241